

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則(昭和35年佐賀県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
事務職員	統括事務長、事務長、事務主任、 <u>主査</u> 、 <u>副主査</u> 、会計年度任用職員	事務職員	統括事務長、事務長、事務主任、 <u>主任主査</u> 、 <u>主査</u> 、会計年度任用職員
略		略	

(佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則(昭和46年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
事務職員	統括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、 <u>主査</u> 、 <u>副主査</u> 、会計年度任用職員	事務職員	統括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、 <u>主任主査</u> 、 <u>主査</u> 、会計年度任用職員
略		略	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。